

太田市農業用廃プラスチック適正処理推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、環境保全型農業の推進を図ることを目的に、市内の農業用廃プラスチック適正処理推進協議会（以下「協議会」という。）が実施する農業用廃プラスチック適正処理推進事業（以下「事業」という。）に要する経費の一部に対し予算の範囲内で農業用廃プラスチック適正処理推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて太田市補助金等に関する規則（平成17年太田市規則第76号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の対象経費)

第2条 補助金の対象となる経費は、事業に要する経費のうち処理費とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、次に掲げる額の合計額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

- (1) 廃ビニール処理費 1キログラムにつき 10円
- (2) 廃ポリフィルム処理費 1キログラムにつき 10円
- (3) 農業用使用済廃プラスチック類処理費 1キログラムにつき 10円

(書類の整備等)

第4条 補助金の交付を受けた協議会は、補助事業に係る収入及び支出についての証拠書類を整備し、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しておかなければならない。

(その他)

第5条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効の際現に補助金の交付の決定を受けた協議会については、第4条の規定は、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成24年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 3 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 2 項の改正規定は、同年 3 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 2 項の改正規定は、同年 3 月 31 日から施行する。